

# 自治研究

第八十八巻 第十二號

平成二十四年十二月十日発行

## 論 説

地方自治法における違法確認訴訟制度の  
創設について(二・完)……………前総務省自治行政局長 久元喜造 3

災害対策基本法の見直しと今後の課題(二)……政策研究大学院大学教授 武田文男 20

自治体の出捐・出資法人の公益認定の課題(二)  
——事例にみる公益認定審議の検証……………東北公益文科大学教授 出井信夫 37

宮城県における東日本大震災に関する  
リーガル・ニーズの実態——市町村単位の実態分析(二・完)  
……………青山学院大学助手 小山正治 62

国際的行政法の発展可能性  
——グローバル化の中の行政法(1)……………九州大学准教授 原田大樹 80

## 研 究

国家賠償法上の公務員概念と指定管理者の責任  
——判例理論を踏まえて……………四日市市総務課長 松村 享 101

行政判例研究〔588〕……………行政判例研究会

九四 公立学校教員の時間外勤務に関する  
国家賠償請求……………文部科学省高等教育局課長補佐 長谷浩之 123

資 料……………総務省

日本再生戦略(二)  
——フロンティアを拓き、「共創の国へ」……………139

# 自治体の出捐・出資法人の公益認定の課題（二）

## ——事例にみる公益認定審議の検証

東北公益文科大学教授 出井 信夫

はじめに

- 一 指定管理者制度と公益認定制度
- 二 公益財団法人 新潟市開発公社（以上、88巻十号）
- 三 公益財団法人 かしわざき振興財団
- 四 公益財団法人 横浜市芸術文化振興財団（以上、本号）
- 五 一般財団法人 湯沢総合管理公社
- 六 自治体の出捐・出資法人の移行認定、認可の検証と今後の課題

### 三 公益財団法人 かしわざき振興財団

#### 一 財団の概要

〔所在地〕 柏崎市駅前二丁目二番地四五号

〔設立〕 昭和五一年一月一〇日（改正前民法第三四条に基づき）

〔基本財産〕 三、三〇〇万円（うち柏崎市出捐金九五％）

〔公益財団法人移行日〕 平成二三年四月一日

〔役員〕 理事…五名、監事…二名、評議員…六名、相談役…三名

〔職員数〕 約一〇〇名（うち正職員三九名）

## 二 財団の沿革

かしわざき振興財団は、昭和五十一年一月一日、改正前民法第三四条に基づき、財団法人柏崎市観光公社として設立された。また、財団法人柏崎市文化協会が昭和五十七年に設立された。さらに財団法人柏崎市体育施設管理公社が平成二年に設立された。

その後、平成一二年四月一日には、柏崎市体育施設管理公社及び柏崎市文化協会の三つの財団法人が統合して、その事業を継承するとともに名称は柏崎市観光レクリエーション振興公社に変更された。

指定管理者制度の導入によって、柏崎市の「公の施設」の指定管理者に選定され、引き続き業務を遂行してきたが、二回目の指定管理の申請においては、大崎温泉雪割草の湯を除き、既存施設は公募によらない指定管理者として選定された。また、新たに体育施設において西山総合体育館などが追加になった。大崎温泉雪割草の湯の公募については、当財団を含めて三団体による選定となったが、施設の経営実績等が評価され、引き続き指定管理者を継続することとなった。

また、柏崎市文化会館アルフォーレの指定管理については、平成二三年三月一六日に事業計画書を添えて応募申請を行った。当財団を含め四団体の応募があり、四月二七日に審議会においてプレゼンテーションなどの審査が行われ、当財団と新潟照明技研の共同事業体が指定管理者として内定した。財団では、前年の平成二二年七月から芸術文化振興室を設置し、専属スタッフを配置して文化事業の推進やアルフォーレの事業計画書の策定などを行ってきた。六月二三日に正式決定し、現在は開館に向けた諸準備を進めている。

平成二二年度は市制七〇周年にあたり、また当財団が統合して一〇周年にあたることから、財団の各施設においてそれらを冠した記念公益事業を実施した。また、財団法人柏崎市観光レクリエーション振興公社一〇周年記念誌「一〇年のあゆみ」を作成し、財団の足跡を記録に残している。

財団の管理施設は、史跡飯塚邸を除きすべてが中越沖地震前の状態に戻り、通常営業を実施している。しかしながら、一部の施設ではまだ以前のような利用状況まで回復していないところがあるなど、震災後の様々な環境変化の中で、市民が余暇活動に専念できるゆとりを回復するまでには至っていないと考えられている。財団ではその対応として、施設の利用促進ポスターの作成や広告掲載をするなどして、市民の活用を促してきた。今後も文化・教育施設や体育施設などにおいて、市民がより一層利用しやすい施設サービスを提供するとともに、市民ニーズに即した公益事業を展開していく。

第一回目の指定管理の五年間は、中越沖地震の対応や厳しい経済情勢が続く中での難しい運営となったが、市民に対して安全・安心を基礎とした施設サービスや、質の高い公益事業を数多く提供してきた。これらの対応が指定管理二回目の指定に繋がったと自負している。これまでの実績を自己評価点検するとともに、さらに市民ニーズを反映しながら、新たな指定管理事業に取り組んでいく予定である。

平成二二年度の財団の事業報告には次のように明示されている。このたびの大震災の影響により収益事業の収入等が減少したことが響き、全体の収支ではマイナスとなった。合宿のキャンセルや施設利用の落込みなどが顕著であった。これらの対応には財政調整のための繰越資金を充てたが、この中には芸術文化振興室の設置等財団の将来のために先行的に投資した費用も含まれている。

今後は公益事業の展開に必要な運用資金の保有のために、さらなる収支改善の経営努力を行う。経済動向に注意は要するものの、施設利用は徐々に回復し、また旧市民会館廃止の影響による雇用確保などの問題も解消しつつある。さらに、新たな指定管理事業の増加など公益事業が拡大することや、収益事業においては利用促進策と費用の縮減策を併せて進めることにより、安定経営を図っていく予定である。

この度、公益法人制度改革に則って、平成二三年四月一日を以て公益財団法人かしわざき振興財団として新たなス

タートをした。

公益法人制度改革に関しては、まず新たな定款や規則・規程、財団名称の変更、さらに新制度に則った組織機構の策定などを行ってきた。「公益認定に関する申請書」を作成して、平成二二年一〇月に公益財団法人への移行認定申請を行った。申請内容の修正等に時間を要したが、平成二三年一月一七日に公益認定等審議会において認定相当の答申を得て、三月二二日に新潟県から公益認定を受けることができ、これにより公益財団法人への移行に関するすべての手続が完了し、当初の計画どおり平成二三年度から新法人に移行した。また、新たな公益財団法人の規則・規程の改正に併せて、職員の雇用労働条件や待遇改善なども行った。今後は、新制度下における公益財団法人として、柏崎市とともに市民福祉の増進に寄与していく予定であるとされる。

### 三 財団の「定款」の概要

公益財団法人かしわざき振興財団の「定款」の主たるものは次のとおりである。

#### 第一章 総則

##### (名称)

第一条 この法人は、公益財団法人かしわざき振興財団という。

##### (事務所)

第二条 この法人は、主たる事務所を新潟県柏崎市に置く。

##### (目的)

第三条 この法人は、貴重な地域資源を活かしながら、スポーツ活動や芸術・文化活動などの振興を図り、市民の健康と豊かな人間性を育む一方、地域産業を発展させることなどによって、柏崎地域への誇りと愛着を創造し、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

##### (公益目的事業)

第四条 この法人は、前条の公益目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 健康・スポーツ活動の支援、協働及び健全な心身や豊かな人間性を育む機会の提供
  - (2) 健康・スポーツ活動拠点の開発及び運営に関する事業
  - (3) 芸術・文化活動の支援、協働及び創造性を育む機会の提供
  - (4) 芸術・文化活動拠点の開発及び運営に関する事業
  - (5) 生きる力を育む教育活動の振興及びその活動拠点の運営に関する事業
  - (6) 環境との共生意識の向上や保護・整備活動の振興に関する事業
  - (7) 市民活動や地域産業振興の拠点の運営等を通じた市民生活の安定向上に資する事業
  - (8) その他地域社会の健全な発展に資する公共サービスの振興を推進するための事業
- 2 前項の事業については、新潟県において行うものとする。

#### (収益事業)

第五条 この法人は、その公益目的事業を推進するために、次の収益事業を行う。

- (1) 観光関連施設の運営に関する事業
- (2) 売店・駐車場の運営に関する事業
- (3) その他公益目的事業の推進に資する事業

#### 第二章 資産及び会計

#### (基本財産)

第六条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。  
(事業年度)

第七条 この法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第八条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。  
（事業報告及び決算）

第九条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第一号及び第二号の書類についてはその内容を報告し、第三号から第六号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項各号に掲げる書類は、主たる事務所に五年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### 四 財団の事業内容——公益目的事業と収益事業

公益財団法人かしわざき振興財団の事業については、次のように、(1)公益目的事業と、(2)収益事業に大別される。公益財団法人かしわざき振興財団では、(1)公益目的事業と、(2)収益事業については、**〔図―3〕**に示すように、事業を体系化して捉えている。

また、財団の事業遂行の組織図は、〔図―4〕に示すとおりである。

公益財団法人かしわざき振興財団では、〔表―3〕に示すように、柏崎市の「公の施設」など、二六施設の管理運営を行っている。

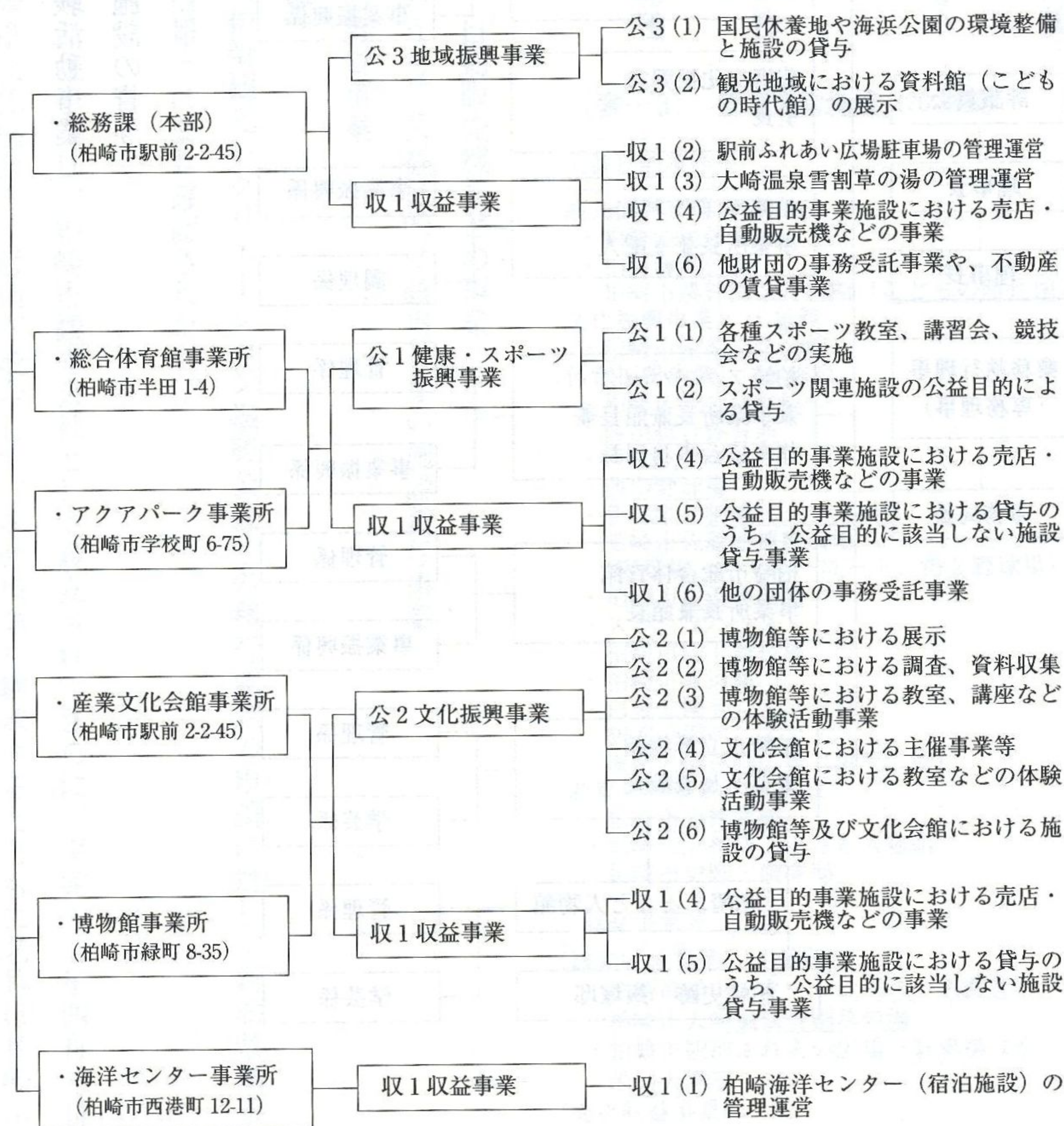
〔公1…健康・スポーツ振興事業〕

- (1) 各種スポーツ教室、講習会、競技会などの実施
- (2) スポーツ関連施設の公益目的による貸与

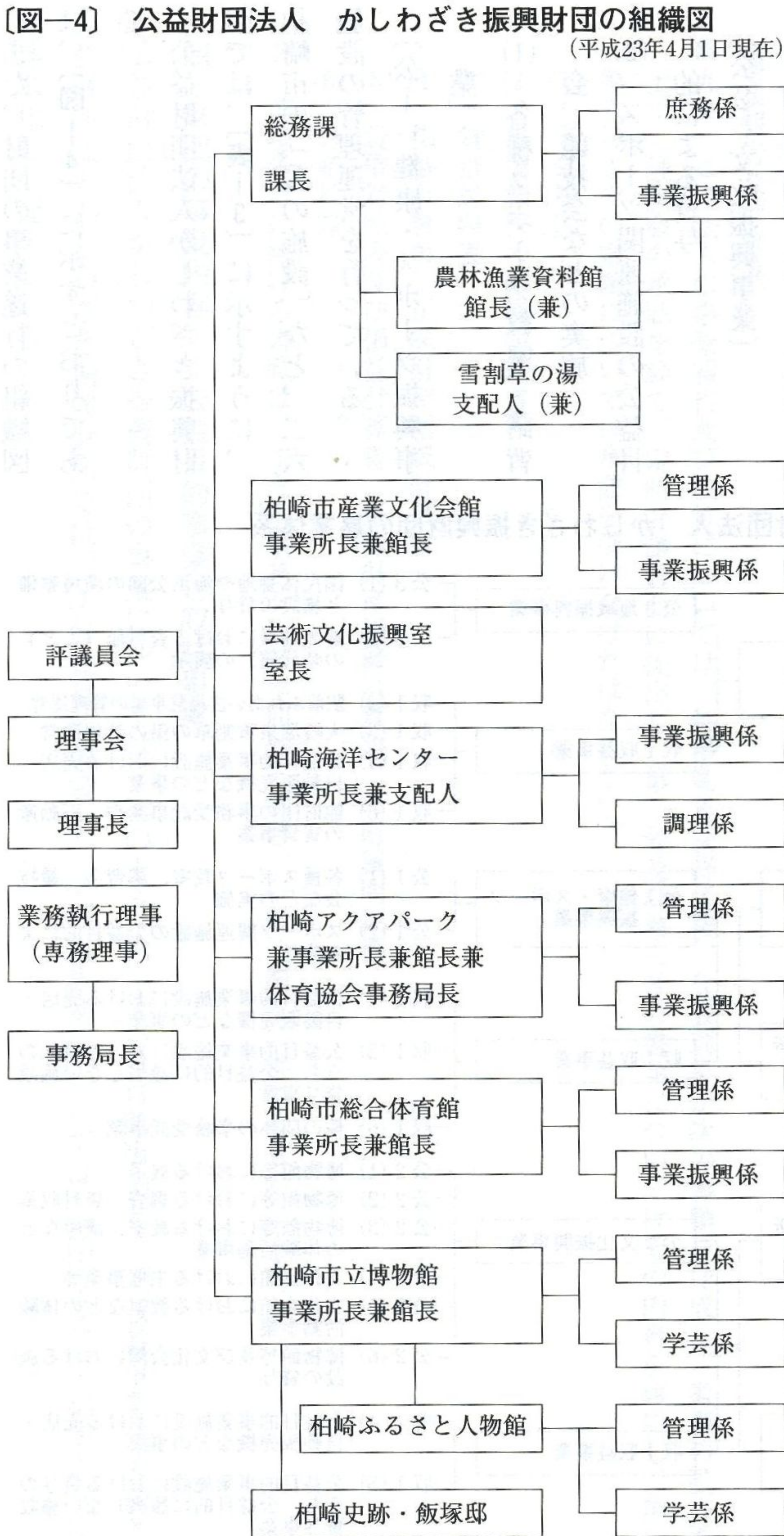
〔公2…文化振興事業〕

- (1) 博物館等における展示
- (2) 博物館等における調査、資料収集
- (3) 博物館等における教室、講座などの体験活動事業

〔図―3〕 公益財団法人 かしわざき振興財団の事業体系



- （4）文化会館における主催事業等  
（5）文化会館における教室などの体験活動事業  
（6）博物館等及び文化会館における施設の貸与  
〔公3…地域振興事業〕



(1) 国民休養地や海浜公園の環境整備

と施設の貸与

(2) 観光地域における資料館（こどもの

時代館）の展示

〔収1…収益事業〕

(1) 柏崎海洋センター（宿泊施設）の管

理運営

(2) 駅前ふれあい広場駐車場の管理運

営

(3) 大崎温泉雪割草の湯の管理運営

(4) 公益目的事業施設における売店・自動販売機などの事業

(5) 公益目的事業施設における貸与のうち、公益目的に該当しない施設貸与事業

(6) 他財団の事務受託事業や不動産の賃貸事業

五 新潟県公益認定等審議会の「答申」

新潟県公益認定審議会は、「財団法人柏崎観光レクリエーション振興公社」の移行認定の申請に対し、新潟県知事に、「答申書」を提出した。「公益法人情報」により確認されたい。

六 移行認定の申請・審議のポイント

かしわざき振興財団は、昭和五十一年一月一日、柏崎市観光公社として設立され、さらに、平成一二年四月一日には、柏崎市体育施設管理公社及び柏崎市文化協会の三財団が統合して、その事業を継承するとともに名称は柏崎市

〔表—3〕 管理運営施設（26施設）

公益目的事業

（観光振興事業）：3施設

- ・ 柏崎国民休養地
- ・ 柏崎海浜公園
- ・ 柏崎市農林漁業資料館（こどもの時代館）

（文化振興事業）：1施設

- ・ 柏崎市産業文化会館

（体育振興事業）：15施設

- ・ 柏崎市総合体育館
- ・ 西山総合体育館
- ・ 西山総合グラウンド
- ・ 西山野球場
- ・ 新潟県立柏崎アクアパーク
- ・ 柏崎市佐藤池運動広場（野球場、サッカーコート、第2野球場）
- ・ 柏崎市荒浜運動場
- ・ スポーツハウス
- ・ 柏崎市陸上競技場
- ・ 柏崎市武道館
- ・ 白竜公園テニスコート
- ・ 駅前公園テニスコート
- ・ 海岸公園運動広場（少年広場）

（教育振興事業）：3施設

- ・ 柏崎市立博物館
- ・ 柏崎市立柏崎ふるさと人物館
- ・ 柏崎市史跡・飯塚邸

収益事業等

（観光収益事業）：4施設

- ・ 柏崎海洋センター（シーユース電音）
- ・ 柏崎市大崎温泉雪割草の湯
- ・ 柏崎市駅前ふれあい広場（駐車場ほか）
- ・ 米山大黒亭

（売店収益事業）

観光レクリエーション振興公社に変更された。

柏崎市観光レクリエーション振興公社は、指定管理者制度の導入によって、柏崎市の「公の施設」の指定管理者に選定され、引き続き業務を遂行してきた。二回目の指定管理の申請においては、大崎温泉雪割草の湯を除き既存施設は公募によらない指定管理者として選定された。また、新たに体育施設において西山総合体育館などが追加になった。大崎温泉雪割草の湯の公募については、当財団を含めて三団体による選定となったが、施設の経営実績等が評価され、引き続き指定管理者を継続することとなった。

公益法人制度改革に関しては、まず新たな定款や規則・規程、財団名称の変更などが検討されるとともに、新制度に則った組織機構の策定などが行われた。

移行認定申請においては、「公益認定に関する申請書」を作成して、平成二二年一〇月に申請を行った。新潟県公益認定等審議会に公益法人の認定を申請するに当たっては、「公益目的事業」と「収益事業」の明確な区分を行った点にあるといえる。

加えて、指定管理者としての事業内容、業務内容について精査して、各指定管理者選定施設における事業内容、業務内容については、「図―3」に示すように、財団の本来業務である「公益目的事業」を区分明確化する一方、利用者の利便性を図るため提供している、柏崎海洋センター（宿泊施設）の管理運営、大崎温泉雪割草の湯の管理運営、また駅前ふれあい広場駐車場の管理運営などの指定管理施設については、「収益事業」に区分した点にあるといえる。

このように、巷間、多々指摘されてきた、「指定管理者業務が公益目的事業として認定されるか、あるいは不認定とされるか」に関しては、財団側において、「公益目的事業」と「収益事業」を明確に事業区分した上で、財団の本来業務である「公益目的事業」と施設管理の関係性、また収益事業施設の明確化と指定管理業務との関係などについて、明確に区分して申請書類を作成した点が、新潟県公益認定等審議会において、「公の施設の指定管理業務が公益

認定された」理由であると筆者は推測している。

公益財団法人かしわざき振興財団の公益認定の事例においては、自治体出資により設立された公益出資法人において、公益目的事業施設と収益目的事業利便性施設など、多様な公の施設の指定管理者となっている法人における「公益認定」の嚆矢として、参考となる貴重なケースメソッドであると高く評価されよう。申請内容の修正などについては相当な時間を要したものの、平成二三年一月一七日に公益認定等審議会において認定相当の答申を、また三月二二日に新潟県から公益認定を受けて、公益財団法人への移行手続が完了し、当初の計画どおり平成二三年度から新法人に移行したのである。

#### 四 公益財団法人 横浜市芸術文化振興財団

##### 一 財団の概要

〔所在地〕 横浜市中区北仲通四丁目四〇番地 商工中金横浜ビル五階

〔設立〕 平成三年七月一〇日（改正前民法第三四条に基づき）

〔基本財産〕 二億円（うち横浜市の出捐金一億円）

〔公益財団法人移行日〕 平成二三年四月一日

〔役員〕 理事・九名、監事・二名

〔職員数〕 二七七名（常勤職員数一三三名）

##### 二 財団の沿革

財団法人横浜市芸術文化振興財団は平成三年七月一〇日に設立された。財団の沿革は要約すると、次のとおりである。

昭和五十一年 (財)大佛次郎記念会設立

昭和六二年 (財)横浜市美術振興財団設立

平成三年 (財)横浜市文化振興財団設立

平成一二年 (財)横浜市文化振興財団と(財)大佛次郎記念会が統合

平成一四年 (財)横浜市文化振興財団と(財)横浜市美術振興財団が統合し、名称は財団法人横浜市芸術文化振興財団と

変更

平成二一年六月一九日 神奈川県における自治体出資法人の第一号として、移行認定が神奈川県公益認定等審議会より県知事に答申

平成二一年七月一日 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団へ移行

### 三 財団の「定款」の概要

公益財団法人横浜市芸術文化財団の「定款」の主たるものは次のとおりである。

#### 第一章 総則

(名称)

第一条 この法人は、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団という。

(事務所)

第二条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

(目的)

第三条 この法人は、芸術文化を総合的に振興することにより、横浜独自の魅力ある都市創造のための社会基盤の整備を推進し、もって創造性豊かで潤いと活力に満ちた市民生活の実現に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第四条 この法人は、前条の公益目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 芸術文化の創造及び発信
  - (2) 芸術文化活動の支援、協働及び創造性を育む機会の提供
  - (3) 芸術文化振興のための助成
  - (4) 芸術文化活動拠点の開発及び運営
  - (5) 芸術文化資源の収集、保存及び活用
  - (6) 芸術文化に関する情報の収集及び提供
  - (7) 芸術文化振興に関する調査研究及び政策提言
  - (8) 芸術文化振興のための国内外との交流
  - (9) その他芸術文化振興を推進するための事業
- 2 前項の事業については、神奈川県において行うものとする。

#### (収益目的事業)

第五条 この法人は、その公益目的事業の推進に資するため、次の収益目的事業を行う。

- (1) 売店及び駐車場の経営
- (2) その他公益目的事業の推進に資する事業

### 第二章 資産及び会計

#### (基本財産)

第六条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表に掲げる財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

#### (事業年度)

第七条 この法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第八条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに神奈川県知事に提出しなければならない。  
(事業報告及び決算)

第九条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 収支計算書
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表
- (6) 正味財産増減計算書及び貸借対照表の附属明細書
- (7) 財産目録
- (8) キャッシュフロー計算書

2 前項各号に掲げる書類は、毎事業年度の終結後三か月以内に神奈川県知事に提出しなければならない。  
(公益目的取得財産残額の算定)

第一〇条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第四八条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第四二条第一項第一〇号の書類に記載するものとする。

四 財団の事業内容——公益目的事業と収益事業

公益財団法人横浜市芸術文化財団の事業については、定款に定められたように、公益目的を達成するために、次の

事業、すなわち、(1)芸術文化の創造及び発信、(2)芸術文化活動の支援、協働及び創造性を育む機会の提供、(3)芸術文化振興のための助成、(4)芸術文化活動拠点の開発及び運営、(5)芸術文化資源の収集、保存及び活用、(6)芸術文化に関する情報の収集及び提供、(7)芸術文化振興に関する調査研究及び政策提言、(8)芸術文化振興のための国内外との交流、(9)その他芸術文化振興を推進するための事業が行われる。

これらの事業は、**〔図―5〕**のように、施設ごとに、(1)公益目的事業と、(2)収益事業に大別されている。

なお、神奈川県が設置した「神奈川県民ホール」「神奈川県芸術劇場」「神奈川県立音楽堂」「かながわアートホール」については、指定管理者である公益財団法人神奈川芸術文化財団が管理運営を行っている。

## 五 「横浜市中期四か年計画」における「専門施設」の位置づけと財団の役割

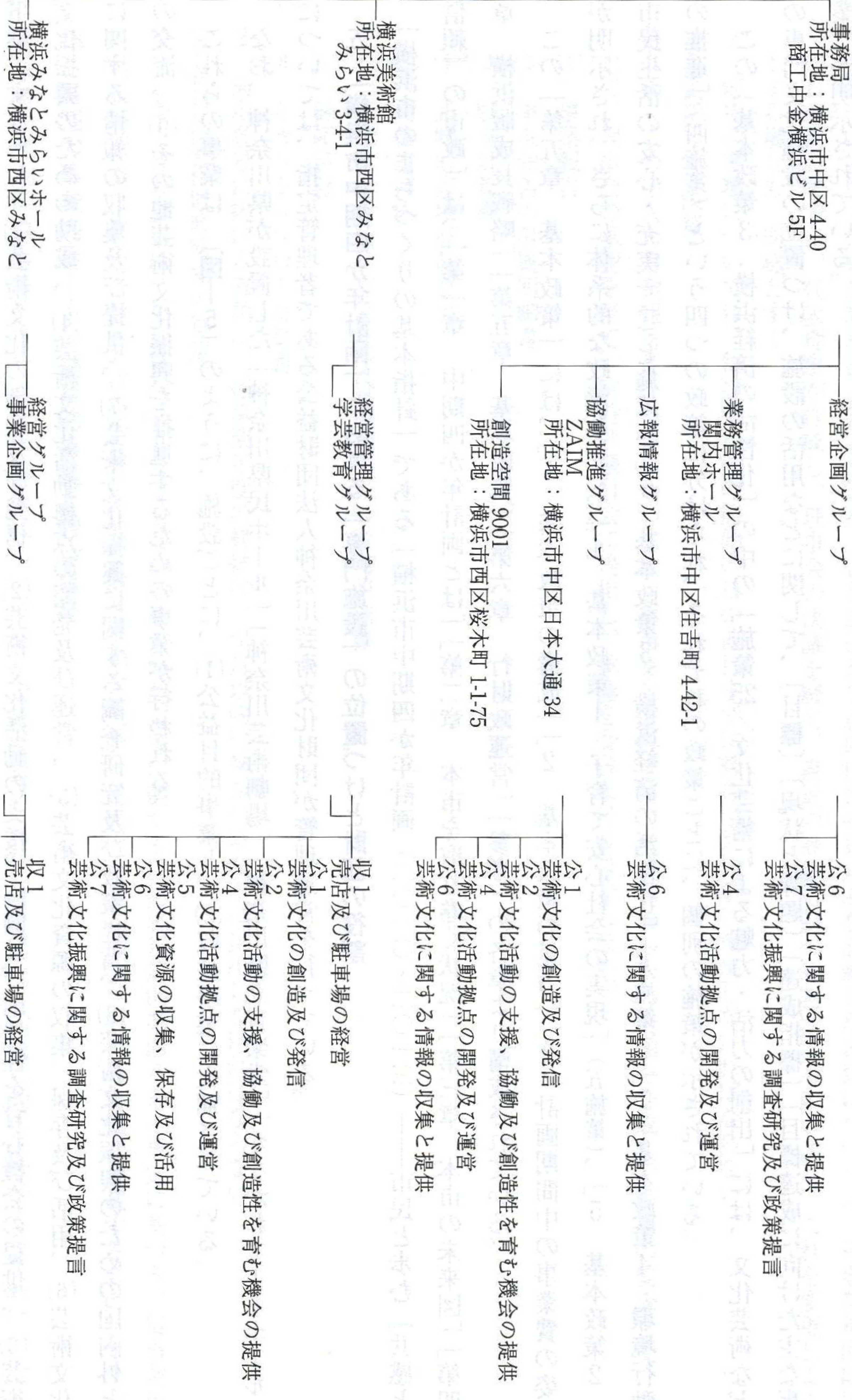
「横浜市のまちづくりの基本指針」である「横浜市中期四か年計画（二〇一〇～二〇一三）——市民と歩む『共感と信頼』の市政」は、「第一章 中期四か年計画とは」「第二章 本市を取り巻く状況」「第三章 本市の未来図」「第四章 横浜版成長戦略」「第五章 基本政策」「第六章 行財政運営」「参考」の各章より構成されている。

この「第五章 基本政策」には、「1 基本政策の構成」「2 基本政策の見方」「3 計画期間中の事業費の姿」が明示され、さらに体系的な政策として、「4 基本政策1 子育て安心社会の実現」（五施策）、「5 基本政策2 市民生活の安心・充実」（二七施策）、「6 基本政策3 横浜経済の活性化」（九施策）、「7 基本政策4 環境行動の推進」（四施策）という四つの政策に分けられ、それぞれの政策ごとに、個別の施策が示されている。

この「基本政策3 横浜経済の活性化」の中の「施策25／文化芸術による魅力・活力の創出」には、文化芸術などの専門文化施設の位置づけ、施設の活用などに関して、「目標」「現状と課題」「達成指標」「目標達成に向けた主な事業」が明示されている。

「文化芸術による魅力・活力の創出」の「目標」としては、次の二つ、つまり、「文化芸術のもつ創造性を様々な施

[図—5] 事業・組織体系図



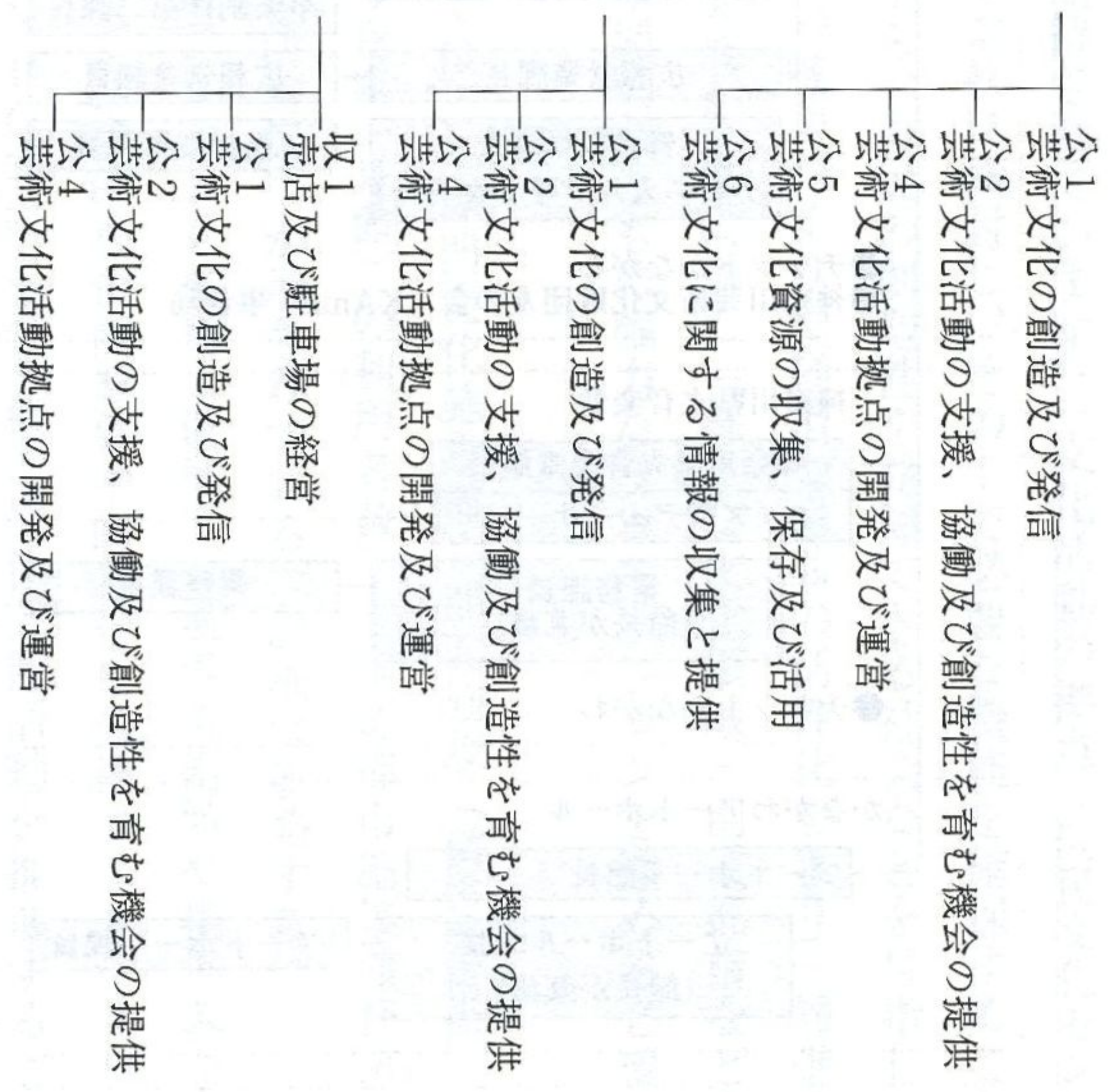
|                                    |  |  |                                          |
|------------------------------------|--|--|------------------------------------------|
| 横浜能楽堂<br>所在地：横浜市西区紅葉ヶ丘<br>27-2     |  |  | 公 <sup>1</sup> 芸術文化の創造及び発信               |
|                                    |  |  | 公 <sup>2</sup> 芸術文化活動の支援、協働及び創造性を育む機会の提供 |
| 横浜にぎわい座<br>所在地：横浜市中区野毛町<br>3-110-1 |  |  | 公 <sup>4</sup> 芸術文化活動拠点の開発及び運営           |
|                                    |  |  | 収 <sup>1</sup> 売店及び駐車場の経営                |
| 横浜赤レンガ倉庫1号館<br>所在地：横浜市中区新港1-1-1    |  |  | 公 <sup>1</sup> 芸術文化の創造及び発信               |
|                                    |  |  | 公 <sup>2</sup> 芸術文化活動の支援、協働及び創造性を育む機会の提供 |
|                                    |  |  | 公 <sup>4</sup> 芸術文化活動拠点の開発及び運営           |
|                                    |  |  | 収 <sup>1</sup> 売店及び駐車場の経営                |
|                                    |  |  | 公 <sup>1</sup> 芸術文化の創造及び発信               |
|                                    |  |  | 公 <sup>2</sup> 芸術文化活動の支援、協働及び創造性を育む機会の提供 |
|                                    |  |  | 公 <sup>4</sup> 芸術文化活動拠点の開発及び運営           |
|                                    |  |  | 公 <sup>6</sup> 芸術文化に関する情報の収集と提供          |
|                                    |  |  | 公 <sup>8</sup> 芸術文化振興のための国内外との交流         |
|                                    |  |  | 収 <sup>1</sup> 売店及び駐車場の経営                |
|                                    |  |  | 公 <sup>1</sup> 芸術文化の創造及び発信               |
|                                    |  |  | 公 <sup>2</sup> 芸術文化活動の支援、協働及び創造性を育む機会の提供 |
|                                    |  |  | 公 <sup>4</sup> 芸術文化活動拠点の開発及び運営           |
|                                    |  |  | 公 <sup>4</sup> 芸術文化活動拠点の開発及び運営           |

|                                                                |                                         |                                         |
|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| <div>大佛次郎記念館<br/>所在地：横浜市中区山手町 113</div> <div>事務室<br/>研究室</div> | <div>公8 芸術文化振興のための国内外との交流</div>         |                                         |
|                                                                | <div>公1 芸術文化の創造及び発信</div>               | <div>公1 芸術文化の創造及び発信</div>               |
|                                                                | <div>公2 芸術文化活動の支援、協働及び創造性を育む機会の提供</div> | <div>公2 芸術文化活動の支援、協働及び創造性を育む機会の提供</div> |
|                                                                | <div>公4 芸術文化活動拠点の開発及び運営</div>           | <div>公4 芸術文化活動拠点の開発及び運営</div>           |
| <div>横浜市民ギャラリー<br/>所在地：横浜市中区万代町 1-1<br/>教育文化センター内</div>        | <div>公1 芸術文化の創造及び発信</div>               | <div>公1 芸術文化の創造及び発信</div>               |
|                                                                | <div>公2 芸術文化活動の支援、協働及び創造性を育む機会の提供</div> | <div>公2 芸術文化活動の支援、協働及び創造性を育む機会の提供</div> |
|                                                                | <div>公4 芸術文化活動拠点の開発及び運営</div>           | <div>公4 芸術文化活動拠点の開発及び運営</div>           |
|                                                                |                                         |                                         |
| <div>横浜市民ギャラリーあざみ野<br/>所在地：横浜市青葉区あざみ野南 1-17-3</div>            | <div>公1 芸術文化の創造及び発信</div>               | <div>公1 芸術文化の創造及び発信</div>               |
|                                                                | <div>公2 芸術文化活動の支援、協働及び創造性を育む機会の提供</div> | <div>公2 芸術文化活動の支援、協働及び創造性を育む機会の提供</div> |
|                                                                | <div>公4 芸術文化活動拠点の開発及び運営</div>           | <div>公4 芸術文化活動拠点の開発及び運営</div>           |
|                                                                | <div>公6 芸術文化に関する情報の収集と提供</div>          |                                         |
| <div>旭区民文化センター<br/>所在地：横浜市旭区二俣川 1-3<br/>二俣川北口共同ビル 5階</div>     | <div>公1 芸術文化の創造及び発信</div>               | <div>公1 芸術文化の創造及び発信</div>               |
|                                                                | <div>公2 芸術文化活動の支援、協働及び創造性を育む機会の提供</div> | <div>公2 芸術文化活動の支援、協働及び創造性を育む機会の提供</div> |
|                                                                | <div>公4 芸術文化活動拠点の開発及び運営</div>           | <div>公4 芸術文化活動拠点の開発及び運営</div>           |
|                                                                | <div>公6 芸術文化に関する情報の収集と提供</div>          | <div>公6 芸術文化に関する情報の収集と提供</div>          |
|                                                                | <div>公7 芸術文化振興に関する調査研究及び政策提言</div>      |                                         |

磯子区民文化センター  
所在地：横浜市磯子区杉田 1-1-1  
らびすた新杉田 4階

吉野町市民プラザ  
所在地：横浜市南区吉野町 5-26

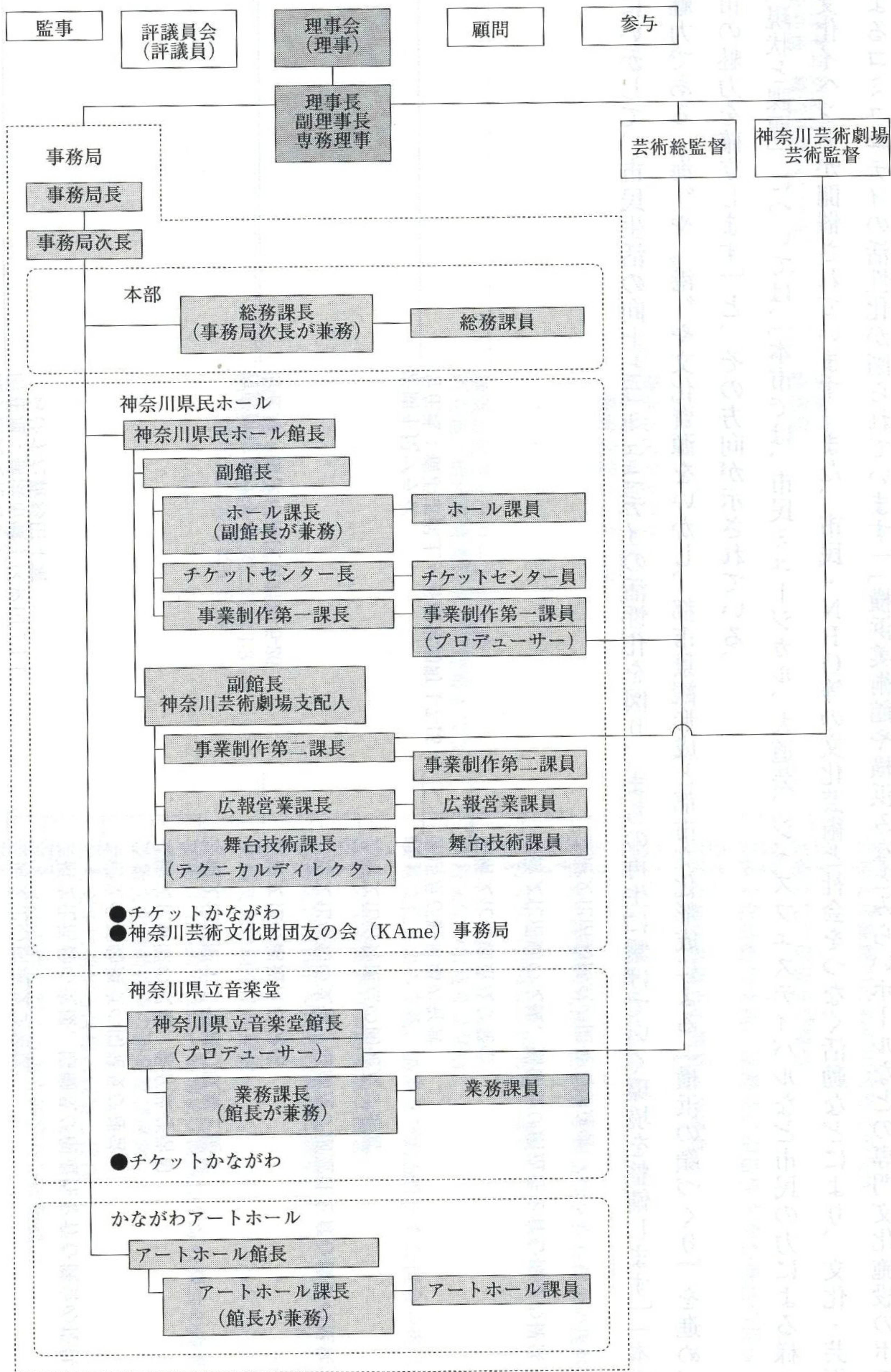
岩間市民プラザ  
所在地：横浜市保土ヶ谷区岩間町 1-7-15



策にいかして、市民生活の向上とコミュニティの活性化を図り、まちの再生に繋げていく環境を整備します」「本市の魅力である『海』や『港』や文化資源をいかし、都市景観形成と都市文化形成による『横浜の顔づくり』を進め、都市の魅力を確立します」と、その方向が示されている。

〔現状と課題〕については、「本市では、市民ミュージカル、大道芸、ジャズフェスティバルなど市民の力による様々な文化イベントが開催されています。また、市民・NPO等の文化芸術と社会をつなぐ活動などにより、文化・芸術によるコミュニティの活性化が図られています」「横浜美術館や横浜みなとみらいホールなどの専門文化施設のポテ

〔図—6〕 神奈川芸術文化財団運営組織図



ンシャルを十分に発揮し、発信性の高い事業を展開することが期待されています」「文化活動の拠点（区民文化センター）の整備については、規模や整備手法など地域特性をあわせて柔軟に検討し、その上で必要な機能を確保することが求められています」「横浜の遺産、風景、歴史を保存継承しながら、市民の創造性を発揮できる社会などを目指し、横浜として活気ある都市空間を形成する必要があります」「都市の魅力づくりや経済やまちの活性化をより一層進めるため、都心臨海部を中心に進めてきた創造都市の取組の継承発展が必要です」「様々な文化領域・創造都市など横浜らしいハード・ソフトを融合した総合戦略を策定し、総合的な展開とともに強力なプロモーションを進める必要があります」とある。

また、「計画上の見込額一一〇億円」で、「達成指標」については、(1)専門文化施設都心部五施設（横浜美術館、横浜みなとみらいホール、横浜能楽堂、横浜にぎわい座、横浜赤レンガ倉庫一号館）の利用者数、(2)創造都市施策の経済波及効果について、それぞれ〈直近現状値〉〈目標値（二五年度）〉〈所管局〉が示されている。詳細は省略する。

〔目標達成に向けた主な事業〕としては、(1)〔新規〕横浜芸術アクション事業（仮称）…横浜美術館や横浜みなとみらいホール等の専門施設のポテンシャルを最大限発揮するため、特徴的な企画を集中的に行う芸術フェスティバルを開催する。(2)文化芸術によるコミュニティの活性化…市民やNPO等による多様な文化芸術活動を推進すること、人と人、地域と地域のつながりやネットワークを広げ、コミュニティの活性化を図る。また、市民生活の向上を図るため、福祉や教育、子育てなど様々な分野において文化芸術を活用する。(3)まちにひろがるトリエンナーレ…三年ごとにわが国を代表する現代美術の国際展を開催し、市民や地域と協働して街全体で盛り上がりを創出するとともに、創造都市横浜の取組みを国内外にアピールする。(4)都市デザインによる魅力あふれる都市空間の形成…歴史的建造物の保全活用や屋外広告物を含む景観制度を推進、街の顔である主要駅や施設を中心とした公共空間や広告物、民間の建物の総合的誘導による質の高い魅力的な都市景観の形成により、市民が誇れる個性と魅力あふれる都市空間の

形成を図る。(5)賑わいの創出による都心部復権と郊外展開・横浜の多様で魅力的な都市文化を、まち歩きや一体的な情報発信でつなぎ、市民・企業・商店街等と協働でまちの賑わいを創出する事業を展開する。また、創造界隈拠点の充実や初黄・日ノ出町地区のまちづくり、大学連携事業の強化、転用するための改修助成等による幅広い創造産業の支援、さらには山下ふ頭の一部での新たな実験的取り組み等により、「創造都市・横浜」形成に向けての活動を継承発展し、都心部の復権を図る。あわせて、郊外部においてもNPO等と協働しながら、地域の状況に応じて、学校跡地や緑地等を含めた地域資源を活用した創造的活動を展開していく。この五つの個別施策ごとに、それぞれ、〈所管局〉〈想定事業量〉〈計画上の見込額〉が示されている。詳細は省略する。

この「基本政策3 横浜経済の活性化」「施策25/文化芸術による魅力・活力の創出」の施策に示されるように、「公益財団法人横浜市芸術文化振興財団」は、この基本計画の目標達成を実現するために設立された財団であり、財団の設立の目的として、「定款」の第三条に、「この法人は、芸術文化を総合的に振興することにより、横浜独自の魅力ある都市創造のための社会基盤の整備を推進し、もって創造性豊かで潤いと活力に満ちた市民生活の実現に寄与することを目的とする」とある。第四条には、「公益目的を達成するために、次の事業を行う」として、(1)芸術文化の創造及び発信から(9)その他芸術文化振興を推進するための事業までの九つの事業があげられており、また第五条には、「収益目的事業」として、(1)売店及び駐車場の経営、(2)その他公益目的事業の推進に資する事業があげられている。

このように、同財団は、横浜市基本計画を推進する中核的な法人として位置づけられ、種々の公益目的事業を推進する一環として、「専門文化施設の指定管理業務を実施する」法人として位置づけられていることに大きな特徴があると解される。

ちなみに、「公益財団法人横浜市芸術文化振興財団」が行っている指定管理施設は、「横浜美術館」「横浜みなとみらいホール」「横浜能楽堂」「横浜にぎわい座」の四施設であり、「横浜赤レンガ倉庫一号館」は普通財産施設である。

「ヨコハマ創造都市センター」は創造界隈の拠点の一つとして位置づけられている。

## 六 神奈川県公益認定等審議会の「答申」

神奈川県公益認定等審議会は、「財団法人横浜市芸術文化財団」の移行認定の申請に対し、神奈川県知事に、次の「答申書」を提出した。「公益法人情報」により確認されたい。

## 七 移行認定の申請・審議のポイント

財団法人横浜市芸術文化振興財団は、改正前民法第三四条に基づき、昭和六二年に設立された(財)横浜市美術振興財団と平成三年に設立された(財)横浜市文化振興財団が統合して平成一四年に設立、名称変更された。

財団法人横浜市芸術文化振興財団は、平成二一年六月一九日、神奈川県における自治体出資法人の第一号として、移行認定が神奈川県公益認定等審議会より県知事に答申され、平成二一年七月一日公益財団法人横浜市芸術文化振興財団へ移行した。

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団における「指定管理施設の状況」については、それぞれの年度の事業報告において、次のように明示されている。

「平成二〇年度事業報告」には、平成二〇年度は「横浜美術館」は横浜美術館指定管理者共同事業体（横浜市芸術文化振興財団・相鉄エージェンシー・三菱地所ビルマネジメント）による美術館運営初年度であり、年間を通して共同事業体構成員が常に相互に連携を図りながら、それぞれの役割を計画通りに実施し、効率的な管理運営を行うことができたとある。

また、「横浜みなとみらいホール」については、「文化芸術創造都市・横浜を推進する拠点」「音楽創造の基盤整備」「市民協働による音楽文化の創造」という二つのコンセプトと「公共ホールの新たな運営モデルの実現」「目標管理と評価制度の確立」の二つのシステムの実現を念頭に、指定管理者としての提案実現に努めたとある。

「平成二二年度事業報告書（概要版）」には、指定管理者について、開館当初より公募による指定管理者制度が導入され、運営してきた市民ギャラリーあざみ野、磯子区民文化センターについて、第二期指定管理者へ応募し、指定管理者として指定を受けた、この二施設は、開館以来、地域の芸術文化活動拠点として様々な取組みを展開し、モデル施設として成果をあげている、財団全体での方向でもある「創造機能の発揮」と「市民協働の推進」のさらなる拡充と、人々の集う地域拠点として地域とのネットワーク強化を図る提案を行った、指定管理者制度そのものに対しては、市の指定管理者制度運用ガイドライン（素案）に対し、よりよい制度となるよう財団としての意見を集約し提出したとある。

「平成二二年度事業報告」には、指定管理者について、横浜能楽堂、横浜にぎわい座が非公募単独指名により次期指定管理者として選定された、横浜市民ギャラリーが、公募により次期指定管理者として選定された、指定管理者提案の作成にあたっては、横浜市の文化政策の実現と施設の使命の達成に向けて、より良い提案となるよう、財団内の取りまとめを担ったとある。

ちなみに、「横浜美術館」は、当初の指定期間三年間が平成二五年度の第二期選定より指定期間は一〇年間、同様に、「横浜みなとみらいホール」は、当初の指定期間三年間が平成二四年度の第二期選定より指定期間は一〇年間、「横浜能楽堂」は、平成二四年度より指定期間は五年間、「横浜にぎわい座」は、平成二三年度より指定期間は五年間となっている。

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団の公益認定におけるポイントとしては、神奈川県公益認定等審議会に公益法人の移行認定を申請するに当たっては、「公益目的事業」と「収益事業」の明確な区分を行った点にあるといえる。

加えて、指定管理者としての事業内容、業務内容について精査して、各指定管理者選定施設における事業内容、業務内容について、公社の本来業務である「公益目的事業」を区分明確化する一方、利用者の利便性を図るため提供し

ているレストラン・売店・自販機の設置や駐車場の貸付などについては、指定管理施設の付帯業務として「収益事業」に区分した点にあるといえる（図―5）参照。

巷間、「指定管理者業務は、直ちに、『公益目的事業』として公益認定される」といわれる一方、「指定管理者業務は、直ちに、『公益目的事業ではなく、収益事業として判定される』ことから、公益認定されない」などと、各都道府県の公益認定等審議会、公益認定等委員会の委員ではない、委員以外の部外者のいわゆる公益認定コンサルタントや公益認定アドバイザーと称する、情報などが錯綜し、誤情報など正確な情報が得られずに混乱をきたしていることは憂慮される問題である。

このように、巷間、多々指摘されてきた、「指定管理者業務が公益目的事業として認定されるか、あるいは不認定とされるか」に関しては、財団においては、「公益目的事業」と「収益事業」を明確に事業区分した上で、財団の本来業務である「公益目的事業」と付帯事業とを明確にして申請書類を作成した点が、神奈川県公益認定等審議会において「公益認定」の判断に大きく影響し、「公の施設の指定管理業務が公益認定された」理由であると筆者は推測している。

公益財団法人横浜市芸術文化財団の移行認定の事例については、自治体出資により設立された公益出資法人において、多様な公の施設の指定管理者となっている法人における「公益認定」の嚆矢として、貴重なケースメソッドであると高く評価できる。

担当者によれば、これまでも、同様の事業展開を行っている自治体の財団や公社の関係者など数多くの視察者などが、財団を訪れたという。公益財団法人横浜市芸術文化財団の移行認定手続の考え方や論点整理を参考にして、その後、類似的な業務を行っている財団や公社などが移行認定の申請をされたことは、多くの事例が示すところである。

（つづく）